

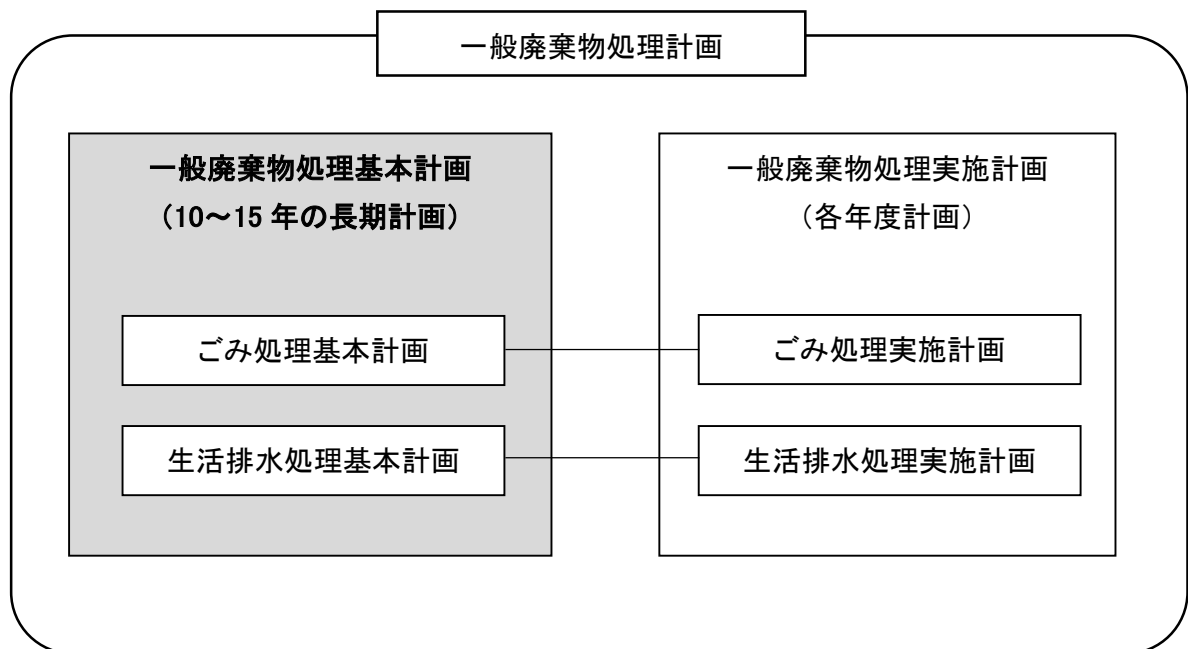
## 計画改定の目的

### 1. 一般廃棄物処理基本計画とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項において、「市町村は当該市町村の区域全域の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされています。

一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第 1 条の 3 に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）と、当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。

また、一般廃棄物処理計画は、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）で構成されます。



#### 一般廃棄物処理基本計画

- 長期的な視点に立ち、一般廃棄物処理の基本的な方針を明確にする。
- 社会・経済情勢、地域開発計画、住民の要望等を踏まえて検討する。
- 減量や排出抑制、資源化等の施策と目標、処理体制の整備等を定める。

#### 一般廃棄物処理実施計画

- 年度ごとに策定する。毎年度末までに、次年度の実施計画を策定する。
- 一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にし、市町村はこれに基づき、当該年度の収集、運搬及び処分を行う。

## 2. 一般廃棄物処理基本計画の改定の目的

一般廃棄物処理基本計画の計画期間は10年から15年程度で、概ね5年ごとに見直すこと、ただし、法体系や社会情勢の変化等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも必要に応じ見直しを行うことが適切であると定められています。

今回は、令和3年度に策定した「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「既存一廃計画」という。）について、（1）から（3）に示す状況を受けて、これまでの計画の進捗状況について評価を行うとともに、その評価に基づき、令和9年度以降の計画の改定を行います。

### （1）既存一廃計画の計画期間と目標年度

図1に示すとおり、既存一廃計画は、計画期間を令和4年度～令和18年度、計画目標年度を令和18年度としています。また、概ね5年ごとに見直しを行うことにしており、令和4年度～令和8年度を第1期、令和9年度～令和13年度を第2期、令和14年度～令和18年度を第3期としています。

今年度は第1期最終年度であることから、今後10年間（第2期、第3期計画期間）の計画について改定を行います。

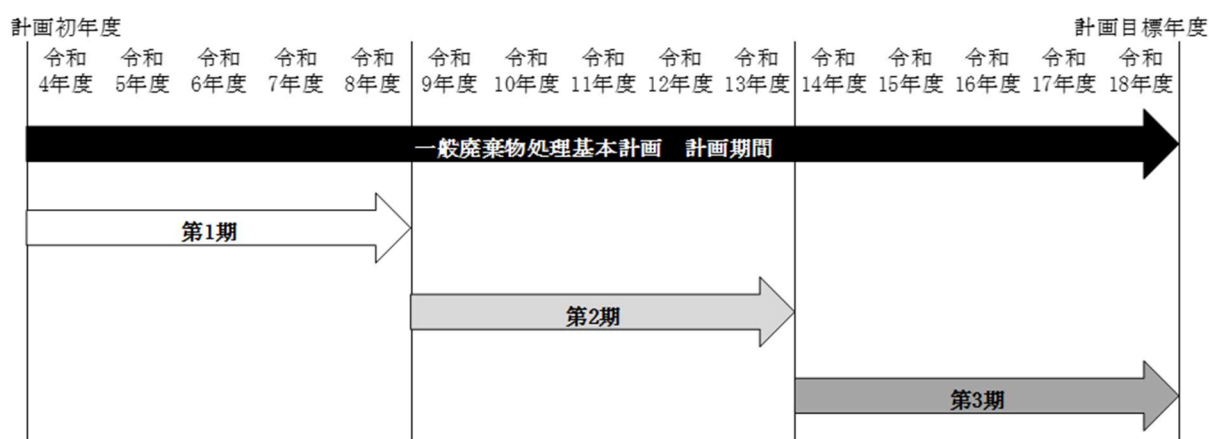


図1 既存一廃計画の計画期間と目標年度

## （２）廃棄物処理行政を取り巻く法体系や社会情勢の変化等

表１に示すとおり、令和４年３月の既存一廃計画策定から現在にかけて、廃棄物処理行政を取り巻く法体系や社会情勢に大きな変化が生じています。また、在宅勤務の普及、通信販売の利用増加等のコロナ禍等の影響による変化、行政による製品プラスチック回収の促進、リチウムイオン電池による火災への対応など、新たな課題も生じています。

さらに、人口についても既存一廃計画策定時には、令和２年度 117,007 人をピークに令和７年度には 113,601 人まで減少する予想でしたが、令和８年４月１日現在 116,531 人と予想より減少は緩やかになっています。

これらの変化や社会のニーズに対応するために、計画の改定が必要となっています。

表１ 廃棄物処理行政を取り巻く法体系や社会情勢の変化

|    | 時期      | 内容                                     |
|----|---------|----------------------------------------|
| 法令 | 令和４年４月  | 「プラスチック資源循環法」施行<br>(目的：プラスチック資源循環の高度化) |
| 国  | 令和６年８月  | 「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定                 |
|    | 令和７年２月  | 「廃棄物処理基本方針」変更                          |
|    | 令和７年４月  | 「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について」通知  |
| 都  | 令和４年９月  | 「東京都環境基本計画」改定                          |
|    | 令和８年３月  | 「東京都資源循環・廃棄物処理計画」改定                    |
| 本市 | 令和８年４月  | 「第５次長期総合計画後期基本計画」公表                    |
|    | 令和８年２月  | 「東久留米市第三次環境基本計画」策定                     |
| 組合 | 令和７年１０月 | 「第７次廃棄物減容（量）化基本計画」策定                   |

組合：東京たま広域資源循環組合

## （３）新たな施設整備に向けた検討

東久留米市、西東京市、清瀬市及びこの３市で構成する柳泉園組合では、現在、新たな廃棄物処理施設の整備に向けた検討を始めているところです。一般廃棄物処理基本計画で定められる、本市の廃棄物処理における今後の方針やごみ排出量が、施設整備の検討における基本条件となります。

そのため、今後の施設整備を見据えた方針やごみ排出量の検討と、それを踏まえた計画の改定が必要となっています。

### 3. 災害廃棄物処理計画とは

---

災害廃棄物処理計画は、地震災害及び水害、その他自然災害を対象とし、これらの災害発生時に発生する廃棄物を迅速かつ適切に収集・運搬・処理するために、市町村の災害廃棄物処理対策について基本的な考え方を示すものです。

「災害廃棄物対策指針」では、市町村は平時から、地域防災計画等を踏まえつつ地域で起こり得る災害の種類や被害をあらかじめ想定し、対象とする災害に対して、各地域の実情や地域特性に応じた災害廃棄物処理計画を策定するとともに、適宜見直しを行うこととされています。

#### 市町村における災害廃棄物処理計画の位置付け

- 自らが被災することを想定し、平時の備え（体制整備等）や発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項を取りまとめたもの
- 具体的には、災害廃棄物の仮置場の設置及び運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等を含めた処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力事項や受援体制等を示すもの
- 平時の廃棄物処理において一部事務組合や広域連合を構成する市区町村は災害時も一部事務組合や広域連合と連携した収集・処理等を実施していく必要があることから、計画の策定に当たっても連携することが望ましい

総務省行政評価局「災害廃棄物対策に関する行政評価・監視結果報告書」より

#### 4. 災害廃棄物処理計画の改定目的

今回は、令和3年度に策定した「東久留米市災害廃棄物処理計画」（以下、「既存災廃計画」という。）について、（１）及び（２）に示す状況を受けて、計画の実効性を高めるために改定を行います。

##### （１）災害廃棄物処理の基本条件の変化

表2に示すとおり、令和4年3月の既存災廃計画策定から現在にかけて、本市の災害廃棄物処理に関連する計画等の策定、見直しが行われています。

これらの計画等を、本市の災害廃棄物処理に反映し、災害廃棄物処理計画の実効性を高めます。

表2 災害廃棄物処理計画の基本条件となる関連計画の策定・見直し

|    | 時期     | 内容                       |
|----|--------|--------------------------|
| 国  | 令和5年4月 | 「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」策定 |
|    | 令和5年4月 | 「災害廃棄物対策指針 資料編」改定        |
| 都  | 令和4年5月 | 「首都直下地震等による東京の被害想定」見直し   |
|    | 令和5年9月 | 「東京都災害廃棄物処理計画」改定         |
| 本市 | 令和7年7月 | 「東久留米市地域防災計画」改訂          |

##### （２）大型災害による知見の反映

既存災廃計画を策定した令和4年3月以降、令和6年1月の能登半島地震や、全国各地での大雨や台風による水害など、激甚災害が頻発しています。

これらの災害発生時に蓄積された、災害廃棄物処理についての様々な経験や知見を計画に反映し、災害廃棄物処理計画の実効性を高めます。